

KIT グローバル人材育成プログラム  
JoinTECH Laboratory プログラム (派遣)  
令和6年度 募集要項

(1) 趣旨

本学が「大学の世界展開力強化事業」(令和6年度採択分)採択事業「3×3教育制度の活用によるグローバルな次世代マテリアル人材育成プログラム」により設置する JoinTECH Laboratory において実施する学生交流プログラム(以下、「プログラム」という。)により、日欧の学生の個別の専門分野の研究に基づいた相互交流を行うことで、マテリアル分野の知識・技能を基盤とし、グローバルな現場でリーダーシップを発揮してプロジェクトを成功に導く人材、マテリアル TECH LEADER を育成することを目的とする。

(2) 実施内容及び参加要件

① JoinTECH-Visit

- ・ 実施内容：海外相手大学においてラボ活動等を体験する1ヶ月未満の派遣
- ・ 参加対象：本学大学院進学を予定している学部4年次及び大学院博士前期課程学生

② JoinTECH-Lab

- ・ 実施内容：海外相手大学において研究活動に従事する1ヶ月以上の派遣(3ヶ月以上が望ましい)
- ・ 参加対象：大学院博士前期課程学生

(海外相手大学と本学の担当教員)

オルレアン大学(フランス)	電気電子工学系 高橋和生 准教授
ウーディネ大学(イタリア)	材料化学系 MARIN Elia 准教授
ベニス大学カ・フォスカリ校(イタリア)	分子化学系 熊田陽一 准教授
リュブリャナ大学(スロベニア)	分子化学系 熊田陽一 准教授
バレンシア大学(スペイン)	電気電子工学系 西中浩之 准教授

(3) 経済支援対象者の要件(共通)

原則として、以下の①～⑨に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① (2)に定める実施内容及び要件を満たす本学工芸科学部または大学院工芸科学研究科の正規課程に在学する学生
- ② 経済支援選考時の前年度の成績評価係数<sup>\*</sup>が各支援制度の定める基準を満たす者
- ③ TOEIC 550点(TOEFL iBT 57点、IELTS 5.0点)以上または経済支援選考時の前年度の語学成績の成績評価係数が2.30以上である者
- ④ 経済的理由により自費のみでのプログラムへの参加が困難な者
- ⑤ プログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金(授業料や現地滞在費に対する支援も含む。)等の受給月額が本学から受給予定の奨学金月額を超えない者
- ⑥ 派遣期間が8日以上1年以内であること。令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間に渡航すること

- ⑦ 「JES 学生教育研究災害傷害保険」に加入済みであること
- ⑧ 派遣先機関の所在地が外務省「海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域でないこと（該当することとなった場合は、事業実施委員会にて対応を検討します。）

**※ 成績評価係数の算出方法**（本学におけるGPA算出方法とは異なるので注意すること）

以下の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算（小数点第3位を四捨五入）

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

（計算式）

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※ 履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

（4）経済支援

**【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（重点政策枠）**

・奨学金の支給要件：

上記（3）に定める要件に加え、以下の①～③に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ② 奨学金選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上である者（成績評価係数の算出方法は上記（3）を参照すること）
- ③ 派遣期間が連続して 16 日以上 1 年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。なお、派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、渡航・帰国準備や語学学習、本学の提供する教育プログラムのみに参加する期間は含まない。

派遣期間（日数）	支給月数
16日～31日	1
32日～62日	2
63日～93日	3
94日～124日	4
125日～155日	5
156日～186日	6

派遣期間（日数）	支給月数
187日～217日	7
218日～248日	8
249日～279日	9
280日～310日	10
311日～341日	11
342日～365日	12

・奨学金月額：

（指定都市）100,000 円、（甲）80,000 円、（乙）70,000 円、（丙）60,000 円

※別紙2「令和6年度「海外留学支援制度」国・地域区分」のとおり

・渡航支援金：

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。  
なお、以下の①及び②の両方に該当する場合は、①のみ支給される。

※ 渡航支援金は日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（重点政策枠）に採択された場合のみ対象。また採択者数によって奨学金月額を減額することがある。

① 家計基準：160,000円

以下の家計基準を満たす者については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が、
→給与所得者の場合：年間収入金額（税込）300万円以下
→給与所得者以外の所得を含む場合：年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

基準を満たし、渡航支援金の支給を希望する者は、「【別紙1】[A]渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について」を確認のうえ、別途必要な書類を提出すること。

② 派遣期間：130,000円

申請時点で月額奨学金支給回数が6回以上の派遣学生については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、申請時点での月額奨学金支給回数が6回未満の場合には、派遣期間の変更により6回以上となっても渡航支援金の支給対象とならない。

【B】KIT 奨学金

・奨学金の支給要件：

上記（3）に定める要件に加え、以下の①～②に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 奨学金選考時の前年度の成績評価係数が 2.00 以上である者（成績評価係数の算出方法は上記（3）を参照すること）
- ② 派遣期間が連続して8日以上1年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。なお、派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、渡航・帰国準備や語学学習、本学の提供する教育プログラムのみに参加する期間は含まない。

派遣期間（日数）	支給月数
8日～31日	1
32日～62日	2
63日～93日	3
94日～124日	4
125日～155日	5
156日～186日	6

派遣期間（日数）	支給月数
187日～217日	7
218日～248日	8
249日～279日	9
280日～310日	10
311日～341日	11
342日～365日	12

・奨学金月額：

①奨学金選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上である場合：

(指定都市) 100,000 円、(甲) 80,000 円、(乙) 70,000 円、(丙) 60,000 円

※別紙 2 「令和 6 年度「海外留学支援制度」国・地域区分」のとおり

②奨学金選考時の前年度の成績評価係数が 2.00 以上 2.29 以下である場合：30,000 円

### 【C】JoinTECH Laboratory 航空券支援

- ・ 支援要件：上記【A】または【B】の要件を満たすプログラム参加学生
- ・ 支援内容：航空券の支給（国際課が契約し手配するものに限る。自己手配した場合の支援は行わない。）
- ・ 航空券の額が 20 万円を超える場合、超えた額は学生の負担とする。

### (5) 申請方法

プログラム参加希望学生は本学の JoinTECH Laboratory 担当教員に研究内容等を相談のうえ、申請すること。担当教員の一次選考を経た志願者について、国際課からオンライン申請方法を通知する。オンライン画面で必要事項を入力した後、以下の A~F の書類を国際課へ提出すること。

<提出書類>

- ・ (A)申請書兼推薦書
- ・ (B)誓約書
- ・ (C)TOEIC（または TOEFL、IELTS）のスコアの写し
- ・ (D)経済支援選考時の前年度の成績がわかる書類
- ・ (E)受入機関の責任者が発行する受入承諾書（Eメール可）
- ・ (F)海外留学提出書類等チェック表

※「(A)申請書兼推薦書」は、指導教員に推薦と署名を依頼してください。

### (6) 選考

国際センターにおいて、申請内容等を審査のうえ参加を決定する。

参加が認められた者については、要件を満たすかどうかを審査の上、予算の範囲内で経済支援対象者を決定する。

### (7) 申請期限

原則として、渡航開始月の 3 カ月前の末日まで。（例：9 月 10 日渡航の場合 6 月 30 日まで）

### (8) 単位認定

所定の要件を満たす場合、以下の単位が認定される。

なお、単位認定に係る手続きについては 12 月頃に別途通知する。

- ・ **JoinTECH-Visit**：専攻共通科目「グローバルインターンシップ I」または「グローバルインターンシップ II」（※学部 4 年次に下履修した場合は、大学院進学後に単位認定される）
- ・ **JoinTECH-Lab**：所属専攻の科目「特別実験及び演習」の一部として、評価・単位取得の対象となる。その他、相手大学開講科目を履修し単位取得した場合は、相手大学発行の成績証明書とシラバスにより、学務課に届け出ることによって単位認定される場合がある。

(9) 採用後の手続き等

- ① 渡航前オリエンテーション（渡航安全教育を含む）に必ず参加すること。
- ② 個人の負担により「JEEES 学生教育研究災害傷害保険付帯 海外留学保険」または「海外旅行傷害保険」（治療・救援費用無制限のもの）に加入すること。
- ③ 「パスポートのコピー」、「フライトスケジュール」、「口座振込依頼書」（未提出者のみ）、「海外旅行保険証書（写）」、「海外留学中の連絡先等報告票」を提出すること。
- ④ 派遣期間の変更が生じた場合、速やかに国際課へ連絡すること。なお、派遣期間が短縮される場合には、変更後の派遣日数に応じて奨学金支給月数が減少する。一方、派遣期間が延長される場合には、原則奨学金支給月数は増加しない。

※ 上記①のオリエンテーションにおいて、詳細を説明する。

(10) 帰国後の手続き等

帰国後2週間以内に、次の書類を国際課に提出すること。

- ① 渡航の事実が分かる書類等（コピーの後返却します。）
- ② 事後アンケート回答（オンライン入力）
- ③ 報告書（様式③）（オンライン入力）
- ④ 派遣先受入担当者からの評価書（様式④）
- ⑤ 英文実施報告書（様式自由）
  - ・ A4 判縦長用紙に英語で作成すること。
  - ・ タイトル、氏名、専攻名等を記載すること。
  - ・ 写真を数枚貼付し、2～5ページ程度とすること。
  - ・ プログラムに関する広報および海外派遣を希望する学生への広報に利用されることに同意すること。
- ⑥ TECH LEADER 指標アンケート
- ⑦ **【A】** 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給する者は、JASSO の定める報告書を併せて提出すること

※ 帰国後、メンターとしてプログラムに参加する学生（派遣、受入）の支援活動に参加すること

(11) 本件担当及び書類提出先

国際課海外留学係

（受付時間：月～金のうち、9:00～12:00 及び 13:00～17:00）

場所：松ヶ崎キャンパス 3号館3階 N305

TEL：075-724-7132

E-mail：go@jim.kit.ac.jp

## [A] 渡航支援金（家計基準）申請に係る支給基準及び提出書類について

1) 支給額：160,000 円

※ただし、年度内に複数回参加する者に対しては、原則初回のみ支給する。

2) 支給時期：遅くとも初回の奨学金支給時まで一括で支給

3) 支給基準及び提出書類

① 家計基準：生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者

給与所得者のみの場合	年間収入金額（税込）300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

② 提出書類（写し可）※「収入・所得を証明する書類」の詳細は、③を参照すること。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	提出書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となる。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調停中		生計維持者	提出書類
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となる。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
III 父母が離婚		生計維持者	提出書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができる。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）

2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手 (2名) ※再婚には事実婚も含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>・父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>・継父又は継母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
<b>IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	父又は母と死別 (再婚していない)	左に該当しない父又は母 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>・父、母又は親族 (1名) の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族 (1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人 1名となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係を証明する書類 (例: 戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票 (マイナンバーのないもの) 等)</li> </ul>
3	父又は母が意識不明 (精神疾患含む) 又は生命不明 (行方不明) により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母 (1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>・父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類 (例: 主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等)</li> </ul>
<b>V その他 (独立生計等)</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	大学院生 (未婚で、独立生計である)	学生本人 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類 (ただし、合計所得金額が <u>48 万円以下</u> の場合、生活費の管理に使用している <u>預貯金通帳の「口座管理人」と「最近 3 ヶ月分記帳部分」</u> の写しの提出が必要となります。)</li> <li>・学生本人の住民票 (世帯 (婚姻) 状況が記載され、<u>マイナンバーのないもの</u>)</li> </ul>
2	学生が結婚している ※3、4 の場合を除く	学生と配偶者 (2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」(様式 R)</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・配偶者の収入・所得を証明する書類</li> </ul>

3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）</li> </ul>
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）</li> </ul>
5	家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）</li> </ul>
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）</li> </ul>

### ③収入・所得を証明する書類

原則、市区町村役場発行の令和6年度所得課税（非課税）証明書を提出すること。

※市区町村により名称が異なる場合がある。

※申請時点で令和6年度所得課税（非課税）証明書が発行できない場合には、令和5年度所得課税（非課税）証明書の提出で可とする。

※「合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限る。

### 4) その他注意事項

- ① 渡航支援金受給後に渡航を中止、辞退等した場合には、すでに支出したか否かにかかわらず、全額返納する必要がある。
- ② 同一プログラムで複数回渡航する場合は、初回の渡航時のみ支給する。



## 令和6年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
アジア	台湾	丙	台北
	バングラデシュ	丙	
	ブータン	丙	
	ブルネイ	丙	
	カンボジア	乙	
	中国	丙	北京、上海
	香港	乙	
	インド	丙	
	インドネシア	乙	ジャカルタ
	大韓民国	乙	ソウル
	ラオス	乙	
	マカオ	丙	
	マレーシア	乙	クアラルンプール
	モンゴル	丙	
	ミャンマー	乙	ヤンゴン
	ネパール	丙	
	パキスタン	丙	
	フィリピン	乙	マニラ
	シンガポール	指定	シンガポール
	スリランカ	丙	
タイ	乙	バンコク	
ベトナム	乙		
東ティモール	乙		
モルディブ	丙		
中南米	アルゼンチン	丙	ブエノスアイレス
	ボリビア	丙	
	ブラジル	丙	サンパウロ、リオデジャネイロ
	チリ	丙	
	コロンビア	丙	
	コスタリカ	丙	
	キューバ	丙	
	ドミニカ共和国	丙	
	エクアドル	丙	
	エルサルバドル	丙	
	グアテマラ	丙	
	ホンジュラス	丙	
	ジャマイカ	丙	
	メキシコ	丙	メキシコシティ
	ニカラグア	丙	
	パナマ	丙	
	パラグアイ	丙	
	ペルー	丙	リマ
	トリニダード・トバゴ	丙	
	ウルグアイ	丙	
ベネズエラ	丙		
ハイチ	丙		
中近東	バーレーン	甲	
	イラン	甲	
	イラク	甲	
	イスラエル	甲	エルサレム
	ヨルダン	甲	
	クウェート	指定	クウェート
	クウェート	甲	上記指定都市以外
	レバノン	甲	
	オマーン	甲	
	カタール	甲	
	サウジアラビア	指定	ジッダ、リヤド
	サウジアラビア	甲	上記指定都市以外
	シリア	甲	
	トルコ	甲	
	アラブ首長国連邦	指定	アブダビ
	アラブ首長国連邦	甲	上記指定都市以外
イエメン	甲		

## 令和6年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
	パレスチナ	甲	
	アフガニスタン	甲	
アフリカ	アルジェリア	丙	
	カメルーン	丙	
	コンゴ共和国	丙	
	コートジボワール	指定	アビジャン
	コートジボワール	丙	上記指定都市以外
	エジプト	丙	カイロ
	エチオピア	丙	
	ガボン	丙	
	ガーナ	丙	
	ギニア	丙	
	ケニア	丙	ナイロビ
	リベリア	丙	
	リビア	丙	
	マダガスカル	丙	
	モーリタニア	丙	
	モロッコ	丙	
	ナイジェリア	丙	
	セネガル	丙	
	南アフリカ	丙	ケープタウン
	スーダン共和国	丙	
	タンザニア	丙	
	チュニジア	丙	
	コンゴ民主共和国	丙	
	ザンビア	丙	
	ジンバブエ	丙	
	チャド	丙	
	ウガンダ	丙	
	ボツワナ	丙	
	南スーダン共和国	丙	
	シエラレオネ	丙	
	モザンビーク	丙	
	ベナン共和国	丙	
	ガンビア	丙	
ナミビア	丙		
ニジェール	丙		
マラウイ	丙		
ジブチ	丙		
ルワンダ	丙		
ブルンジ	丙		
レソト	丙		
北米	カナダ	甲	バンクーバー、トロント、モントリオール
	アメリカ合衆国	指定	サンフランシスコ
	アメリカ合衆国	指定	ニューヨーク ※ニューヨーク州は非該当
	アメリカ合衆国	指定	ロサンゼルス
	アメリカ合衆国	指定	ワシントンD.C. ※ワシントン州は非該当
	アメリカ合衆国	甲	ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオーリンズ等上記指定都市以外
オセアニア	オーストラリア	乙	シドニー、メルボルン
	ニュージーランド	乙	ウェリントン
	パプアニューギニア	乙	
	パラオ	乙	
	マーシャル諸島	乙	
	ミクロネシア	乙	
	フィジー諸島	乙	
	キリバス	乙	
	ナウル	乙	
	ソロモン諸島	乙	
	トンガ	乙	
	ツバル	乙	
	バヌアツ	乙	
	サモア	乙	

## 令和6年度「海外留学支援制度」国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市
	クック諸島	乙	
	ニウエ	乙	
	トケラウ諸島	乙	
	ニューカレドニア	乙	
ヨーロッパ	アルバニア	乙	
	オーストリア	甲	ウィーン
	エストニア	乙	
	ラトビア	乙	
	リトアニア	乙	
	ベルギー	甲	ブリュッセル
	ブルガリア	乙	ソフィア
	ベラルーシ	乙	
	カザフスタン	乙	
	ウクライナ	乙	
	ウズベキスタン	乙	タシケント
	クロアチア	乙	
	チェコ	乙	プラハ
	デンマーク	甲	コペンハーゲン
	フィンランド	甲	
	<b>フランス</b>	<b>指定</b>	<b>パリ</b>
	フランス	甲	上記指定都市以外
	ドイツ	甲	フランクフルト、ハンブルク
	ギリシャ	甲	
	ハンガリー	乙	ブダペスト
	アイスランド	甲	
	アイルランド	甲	
	イタリア	甲	ローマ
	ルクセンブルク	甲	
	マルタ	甲	
	北マケドニア	乙	
	オランダ	甲	アムステルダム
	ノルウェー	甲	
	ポーランド	乙	
	ポルトガル	甲	
	ルーマニア	乙	
	<b>ロシア</b>	<b>指定</b>	<b>モスクワ</b>
	ロシア	乙	サンクトペテルブルグ等上記指定都市以外
	スロバキア	乙	
	スロベニア	乙	
	スペイン	甲	マドリード
	スウェーデン	甲	
	<b>スイス</b>	<b>指定</b>	<b>ジュネーブ</b>
	スイス	甲	チューリッヒ等上記指定都市以外
	<b>英国</b>	<b>指定</b>	<b>ロンドン</b>
	英国	甲	上記指定都市以外
	セルビア	乙	
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	乙	
	キルギス	乙	
	タジキスタン	乙	
	モンテネグロ	乙	
	アゼルバイジャン	乙	
	リヒテンシュタイン	甲	
	ジョージア	乙	
	アルメニア	乙	
	コソボ	乙	
	トルクメニスタン	乙	
	モルドバ	乙	
	キプロス	甲	
その他			

※(指定都市)100,000円、(甲)80,000円、(乙)70,000円、(丙)60,000円

※指定都市は、留学先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる場合に限る。